

## 子どもを産み・育てやすい中津市のために ～中津市保育士等奨学金返還補助制度～

中津市では、奨学金を利用して保育士等資格を取得し、市内の私立保育施設等に就職した方が奨学金を返還するために要した費用の一部を補助します。就職後の経済支援を行うことにより、保育人材の確保・定着及び離職防止を図ることを目的としています。

### 1. 補助の対象者

以下の全ての要件を満たす者

- (1) 指定保育士養成施設で就学中、日本学生支援機構等の奨学金を利用して、保育士資格、幼稚園教諭資格又は双方を取得したこと
  - (2) 指定保育士養成施設を卒業後、市内の私立保育所等に常勤保育士として就職し、2年間継続して勤務する見込みであること
  - (3) 市内で就業した日の属する年度において、在学期間中に修学のため借り入れた奨学金の返還を自ら行っていること
  - (4) 中津市内に住所を有し、居住している者
- ※ 既卒者については、市内在住で市内私立保育所等に既に勤務している方は対象となりません。
- ※ 私立保育所等とは…私立認可保育所、私立認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設。
- ※ 就業後2年以内に自己都合で離職した場合は、それまでに受けた補助金の返還が必要。

### 2. 補助金額

前年度中に返還した奨学金（利息を除く）全部又は一部

※ 補助金の限度額は年間6万円（5千円/月）

### 3. 補助期間

市内の私立保育所等に就業した日の属する年度の翌年度から最長5年間分

### 4. 交付申請時期

毎年4月

### 5. その他

この奨学金返還補助制度については、施行後3年を目途に見直すこととします。

## 6. 補助金交付の流れ

毎年4月に、対象者が申請書を市へ提出

※ 補助対象となるのは前年度1年間（4月1日～3月31日）の奨学金返還金額



申請を受けて市が審査（住民登録、居住の有無、奨学金返還金額の確認等）



補助金交付決定通知書の発行後、申請者の指定する金融機関の口座へ補助金を振込

## 【補助パターン】

### ※保育士等奨学金支援制度について

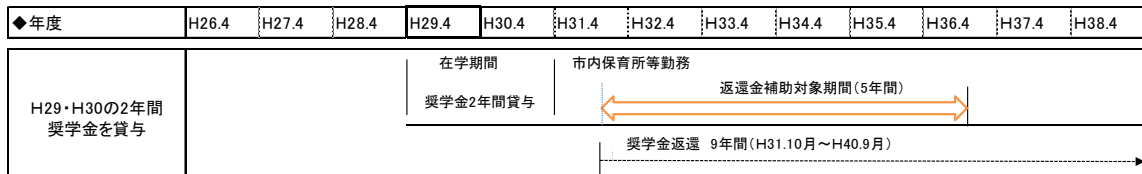
ポイント1. 日本学生支援機構等の奨学金を利用して、保育士資格、幼稚園教諭資格又は双方を取得。

ポイント2. 中津市内の私立保育所等で常勤保育士として勤務することとなった方の、奨学金返還に要する経費の一部として、月5千円（60千円/年）を補助。

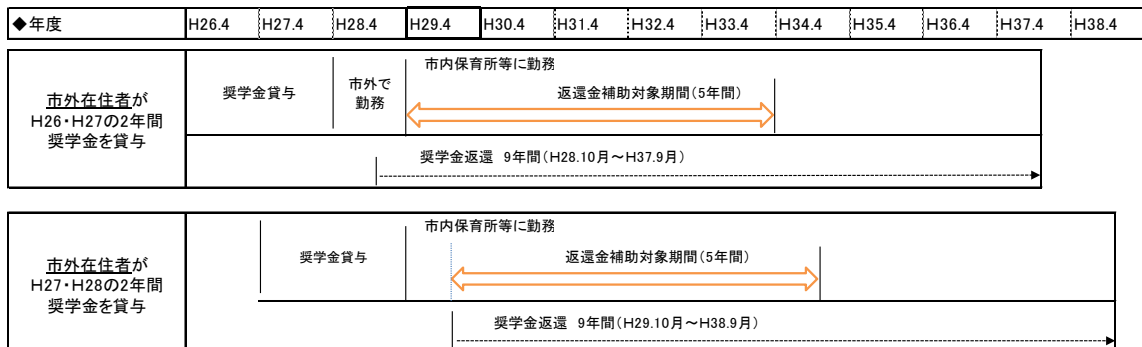
ただし、補助の期間を5年以内とし、30万円を限度とする。

（施行日の4月以降に返還した奨学金を対象とし、毎年度、前年度の返還額に応じて補助する）

### ①（案）施行日の4月以降に、2年間奨学金の貸与を受けた金額を補助対象とした場合のイメージ図



### ②（案）施行日以前において、2年間奨学金の貸与を受けた者が、条例施行日以降に市内保育所等に就職した場合を補助対象としたイメージ図



問合先：保育施設運営室 担当：井上  
(TEL：0979-22-1111・内線741)